

この度の最上川の氾濫等で災害を受けた皆様に、衷心よりお見舞いを申し上げます。  
 新型コロナウイルス感染症禍に加えての災害で大変な状況にある方も多くおられると存じます。  
 弊事務所では従来から「経営計画書作成実践セミナー」を複数の企業者様にお集まりいただき開催してききましたが、今後はこれに加えて、個別でも実施させていただきます。 担当者に遠慮なくお問い合わせください。 是非一緒に検討していきましょう。

## I 大雨・洪水等で災害を受けた場合の税務

法人、個人で災害等にあつたときは、主に次の制度の適用可能性があるのご留意ください。

税目	内容
法人税	<b>災害損失欠損金</b> が生じた場合 災害があつた年度が欠損金が生じた場合で、その内に災害損失がある場合、 <u>2事業年度前の法人税等から繰戻還付</u> ができる可能性があります。
所得税	住宅や家財・車両などで損害を受けた場合 上記資産関係書類、災害等関連支出の領収書、受取保険金の通知書を保管しておきましょう。 <u>確定申告で雑損控除</u> ができる可能性があります。(雪害の時も同じです)



その他、コロナ対応も含めて申告期限延長、納税猶予の取扱いもあるので、下記サイト「国税庁 災害を受けたら」をご参照下さい。 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/saigai/saigai.htm>

## II 令和2年度からの年末調整手続の電子化について

夏に「年末調整」とは季節外れのようなのですが、**今年度からの「年末調整手続の電子化」に対応する場合は、早めに予定を組み、従業員への説明などを開始することが望まれます**(電子化は各事業者の選択です)。

### 1 電子化の必要性

従来通り、書面で年末調整を行うことは今後も可能です。 **しかし年末調整の内容・様式が複雑化しており、書面では誤りが多発しかねません。** 従業員及び事業者双方の事務作業負担軽減上は、電子化に取り組まざるを得ないと思われれます。



### 2 電子化の場合の必須事項

- (1) 事業者が、従業員から電子データを受け取るためには、事前に税務署に承認申請書を提出する必要がある。最も早く10月から受取りを開始しようとする場合は、8月末までに承認申請書を提出する必要があります。
- (2) 各従業員の方が、自分でデータ入力用ソフトウェアに入力する必要があります。そのソフトウェアは、国税庁のサイトからダウンロードするか、事業者が用意するソフトを利用して、各自が入力し、そのまま電子データで提出する(その場合に上記(1)が必要)か、印刷して提出します。
- (3) 控除証明書等データを保険会社等から従業員の方が受け取る場合は、マイナンバーカードで各自のマイナポータルにアクセスすることが必要です。

### 3 準備すること

電子化を進めるため、①従業員の皆様にできるだけ「マイナンバーカード」を取っていただくこと、②担当者の方には、年末調整用のソフトウェアを早めに試していただくこと、が望まれます。

国税庁のサイトも併せてご覧ください。 「年末調整手続の電子化に関するパンフレットについて」

[https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho\\_pamph.htm](https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho_pamph.htm)

## @ 8月の予定

- 8/11 ・ 7月分源泉所得税
- ・ 住民税の特別徴収税額納付期限
- 8/31 ・ 6月決算法人の確定申告
- ・ 3,9,12月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索



発行元/黒沼共同会計事務所 クライアントリレーションチーム 〒990-0047 山形市旅籠町 3-1-4 食糧会館 3階  
 TEL 023-624-3519/FAX 023-624-3662/URL <http://kuronuma-ac.jp>/E-Mail [info@kuronuma-ac.jp](mailto:info@kuronuma-ac.jp)